

济州島でのアジア開銀年次総会とアジアの地域金融協力の進展

経済調査部研究員 志村 紀子

先月、韓国の济州島で開催されたアジア開発銀行(ADB)の年次総会において、チェンマイ・イニシアティブ(CMI)およびアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)を含む ASEAN+3 の枠組みの下での地域金融協力に具体的な進展が見られた。

第一に、同総会と並行して開催された ASEAN+3 財務大臣会議においては、CMI の見直しが合意され、また ABMI の促進を含め ASEAN+3 の枠組みにおいて域内のより緊密な通貨・金融協力に向けた各国政府のコミットメントが再確認された。現在 365 億ドルに拡大した CMI に基づく通貨スワップ取極は、今後その有効性を強化する方策を検討するため見直しを行うことで合意しており、ワーキング・グループが本年末迄にレビューを行いその結果を報告することとなった。

第二に、3月に第一回会合が開かれた「ASEAN+3 リサーチ・グループ」において、地域金融協力に関する更なる議論を続けていくことが合意された。

第三に、ABMI で、テーマ毎に分けた 6 つのワーキング・グループの活動を調整するために、ABMI フォーカル・グループが設立された。ABMI は、債券発行主体の拡大・アジア通貨建ての債券の発行を促進することにより市場に厚みを持たせる一方、債券市場育成のための環境整備を行っていくことを柱として活動を活発化させている。フォーカル・グループ設置は、これら新しい取り組みの具体化を加速する動きとして期待される。

第四に、ADB が運営する「アジア・ボンド・ウェブサイト (<http://www.asianbondsonline.adb.org/>)」が 5 月 15 日に開設され、ASEAN+3 財務大臣会議でも歓迎された。これは、今まで「官」主導に止まっていた ABMI に対する「民」の積極的な関与を促すインフラ整備として注目される。このサイトには、(1)市場インフラ(格付、決済・取引システム等)、(2)法・規制(監督機関、許認可・税制、投資家保護等)、(3)市場活動(商品構成、ベンチマーク、インデックス等)、(4)市場データ(発行データ、取引データ、新規発行情報等)、(5)ABMI のワーキング・グループの活動状況や、ABF(Asian Bond Fund アジア債券基金)、あるいは APEC、ACD(Asia Cooperation Dialogue アジア協力対話)の枠組みの下での取り組み状況などが掲載されている。このサイトは、市場関係者が域内の債券市場に関する情報を共有できる one-stop portal として機能し、市場の透明性を高め、発行体や投資家による意思決定プロセスの促進に寄与することになる。そして、共有された情報から共通認識が醸成され、域内での制度の調和と統一について検討が及ぶことが期待される。

ADB 総裁の千野氏は、総会のスピーチの中で、アジア通貨建て債券市場の育成に関し、「さらに斬新で革新的な取り組みを検討する」と述べた。総会日程と前後して複数のセミナーが開催されたが、債券市場育成の基盤となる環境整備に焦点をあてたセミナーで、各分野の有識者や民間参加者により繰り返し訴えられたのは、「透明性の確保」、「情報の共有」、「制度の調和」である。透明性のある規制、法制、税制、コーポレートガバナンス、信頼ある格付制度が確保され、その情報が共有されることが域内市場の発展に不可欠である。そして、その情報が域内で統一された基準として同じ意味で認識されることが重要である。例えば格付制度では、域内の経済・社会状況や中小企業情報に精通したアジア固有の域内の格付機関は必要であるものの、現状では、格付記号やその定義、格付手法は各機関独自の基準に従っており、域内の投資家や格付のエンドユーザーが、ある格付結果を同じリスクとして把握できる環境にない。法規制や会計基準も同様である。各分野で、域内を通じて制度の調和と共通認識が図られるよう協働することが望まれる。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2004 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>